

第3章 ボランティア活動保険について

交通安全推進隊に登録された皆さまが、活動中に他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた時、または、活動中に偶然の事故により死傷された場合に備えて、県では皆さまを被保険者とした「ボランティア活動保険」に加入しています。

1 対象となる事故

(1) 賠償責任

次の事故に起因して他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させたことにより、交通安全推進隊登録者（親権者等の監督義務者を含む。）が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金（損害賠償金、裁判・訴訟費用、損害防止及び緊急措置費用）を支払う。

- ・ 交通安全活動中の事故
- ・ 交通安全活動に伴う提供物に起因する事故
- ・ 交通安全活動の結果に起因する事故
- ・ 交通安全活動に伴って使用・管理する財物の損壊等

(2) 傷害

交通安全活動中の事故により交通安全推進隊登録者が身体にこうむった傷害に対し、死亡保険金、後遺傷害保険金、入院保険金、通院保険金等を支払う。

2 被保険者

交通安全推進隊登録者（未成年者の場合は監督義務者も）

3 対象となる交通安全活動

- ・ 所属する交通安全推進隊の会則に則り企画、立案された活動
- ・ 県に届け出た活動
(活動のための研修会又は会議も含み、活動の往復途上も対象です。)

4 対象とならない主な損害

(1) 賠償

- ・ 被保険者の故意に起因する損害
- ・ 提供物又は交通安全活動の結果が、所期の効能・性能を発揮できなかったことに起因する損害
- ・ 自動車の所有、使用又は管理に起因する損害
- ・ 地震、噴火又は津波に起因する損害など

(2) 傷害

- ・ 被保険者の故意に起因する損害
- ・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 地震、噴火又は津波に起因する事故など

5 保険金支払い限度額（1人当たり）

賠償	1億円（免責0円）
死亡・後遺傷害	800万円
入院日額	3,000円（180日限度）
通院日額	2,000円（90日限度）



6 保険期間

現任期：令和6年9月1日から令和9年8月31日

次期任期：令和9年9月1日から令和12年8月31日

※保険契約は1年ごとのため、保険会社が変わる場合があります。

万が一、事故が発生したら！

速やかに県の窓口（最終ページ参照）に連絡し、次の内容を報告してください。

【報告していただきたい内容】

- ① 報告者のお名前
- ② お怪我をされた方のお名前、生年月日、住所、連絡先、分かれば隊員番号、保険番号
- ③ 事故が発生した日時（〇月〇日午前（午後）〇時〇分頃）
- ④ 事故が発生した場所
- ⑤ 事故の状況
- ⑥ お怪我の部位、症状、かかった医療機関
- ⑦ 通院、入院の有無